
CALS/EC 資格制度

「登録の手引」

— 2008 年 10 月 —

社団法人 建設コンサルタント協会
CALS/EC 事務局

(この手引は、1年ごとに更新されます。)

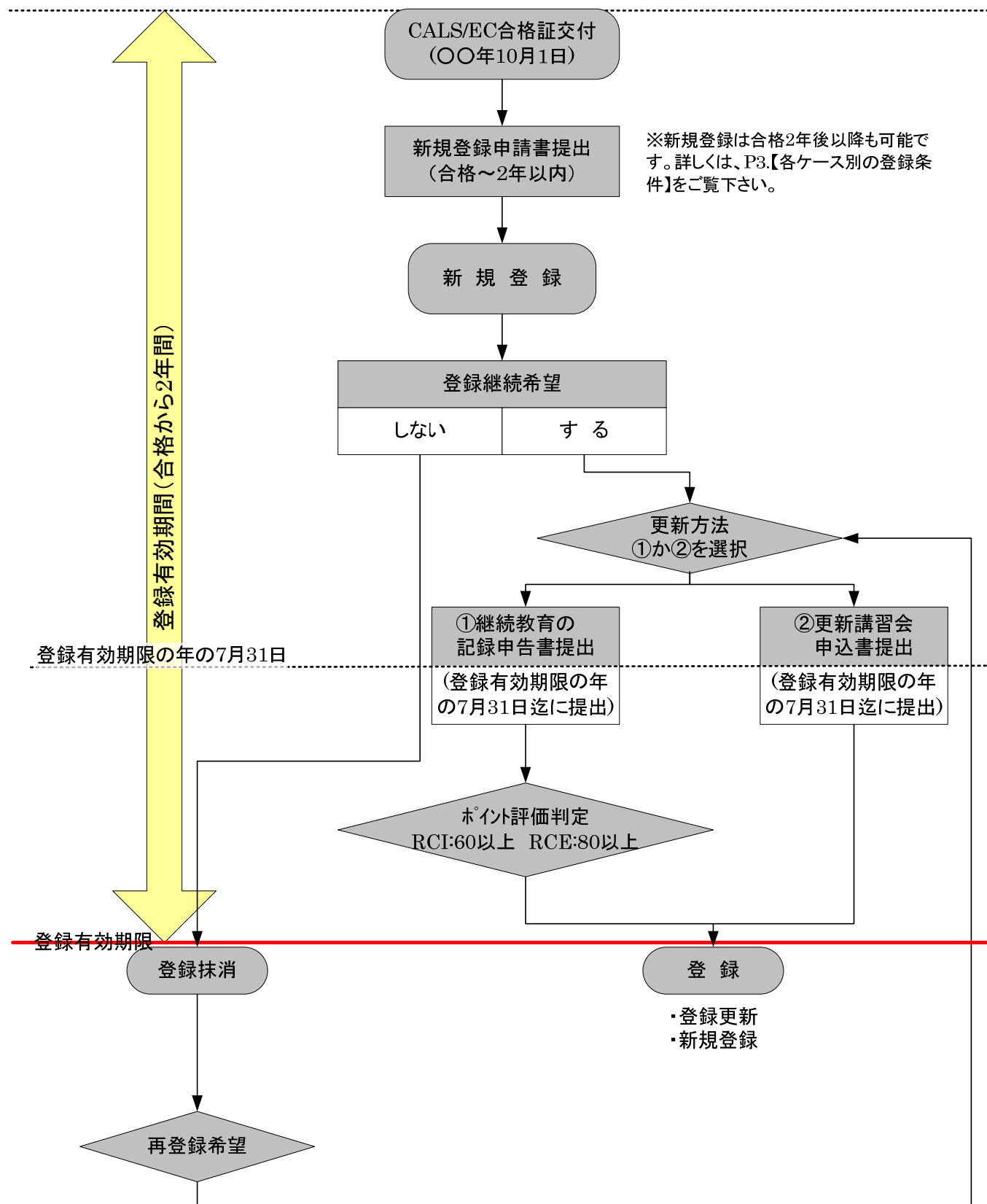
CALS/EC

「登録の手引」

目 次

I. はじめに	4
II. 登録基準	4
III. 新規および更新登録の申請について	5
IV. その他の諸手続	9
V. 申請及び問い合わせ先	10

合格から登録(登録更新)までの流れ



I. はじめに

財団法人 日本建設情報総合センターが認定する CALS/EC 資格試験に合格された方が CALS/EC インストラクター(Registered CALS/EC Instructor、以下「RCI」という。)または CALS/EC エキスパート(Registered CALS/EC Expert、以下「RCE」という。)となるためには、CALS/EC 資格制度 登録事務規則(以下「登録事務規則」という。)に基づき、社団法人 建設コンサルタント協会(以下「協会」という。)に登録の申請をして、協会に備える「RCI 登録簿」または「RCE 登録簿」(以下「登録簿」という。)に登録し、登録証の交付を受ける必要があります。すなわち、CALS/EC 資格試験に合格しただけでは「RCI・RCE」には成り得ず、単に「RCI・RCE」試験の合格者であるということになります。また、登録の更新の時期に更新を行わないで、登録の有効期間を過ぎた場合も同様の扱いとなります。

なお、協会の会長は、国及び地方公共団体等から指名時の選考資料などの目的として書面による要請があれば、登録事務規則第 13 条により登録者リストを提供することができます。

II. 登録基準

「RCI・RCE」として登録する為の条件は、次の各項が具備されることが必要です。

- (1) 協会が実施する CALS/EC 資格試験に合格し、財団法人日本建設情報総合センター理事長から合格証が交付された者であること。
- (2) 登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間満了の前 1 年以内に別に定める更新講習を受講した者であること、又は別に定める継続教育による評価が以下に掲げる条件を満たしていること。
 - ア RCI にあつては、『登録事務規則第 4 条第 5 項第 2 号の規定による期間内』の評価の合計が 60 ポイント以上。ただし、登録してから最初の評価にあつては評価の合計が上記のポイントに 22/24 を乗じたポイント以上。(下記注を参照)
 - イ RCE にあつては、『登録事務規則第 4 条第 5 項第 2 号の規定による期間内』の評価の合計が 80 ポイント以上。ただし、登録してから最初の評価にあつては評価の合計が上記のポイントに 22/24 を乗じたポイント以上。(下記注を参照)
- (3) CALS/EC 資格試験の合格証を交付された日から登録申請を行わないまま 2 年以上を経過した者にあつては、登録の有効期間満了の前 1 年以内に、別に定める更新講習を受講した者であること。
- (4) 登録有効期間内に登録の更新を行わなかった者にあつては、以下のいずれかの条件満たす者であること。
 - ア 上記(2)の条件を満たしている者で、登録抹消の日から 1 年を経過しない者。
 - イ 登録更新で登録の有効期間満了の前 1 年以内に、別に定める更新講習を受講した者。
- (5) 以下に掲げる事項に該当しない者であること。
 - ア 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - イ 登録事務規則第 12 条第 1 項第 6 号、第 7 号及び第 8 号の規定により RCI 又は RCE の登録が抹消され、その抹消の日から 2 年を経過しない者。
- (6) 登録又は登録の更新をしようとする日から過去 2 年の間に、RCI 又は RCE としてふさわしくない以下の不正等の行為を行ったことがない者であること。
 - ア 虚偽又は不正の事実に基づいて CALS/EC 資格試験を受験し、又は登録または登録更新を受けた者。
 - イ RCI 又は RCE の信用を失墜させた者、あるいは RCI 又は RCE として不名誉な行為を行った者。

注)『登録事務規則第 4 条第 5 項第 2 号の規定による期間内』とは、継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間についての定めであり、すなわち、「登録してから登録有効期間満了日の属する年の 7 月 31 日までの期間」のことを意味する。

上記の登録条件を具体的なケースごとに整理すると、下記の表【各ケース別の登録条件】のようになります。

【各ケース別の登録条件】

ケース	登録条件
●資格試験合格から2年以内の方	上記(1)、(5)、(6)
●登録更新の方	上記(1)、(5)、(6)、および、(2)
●資格試験合格後、2年以上登録をしなかった方	上記(1)、(5)、(6)、および、(3)
●登録更新手続きを行わなかった方	上記(1)、(5)、(6)、および、(4)

なお、登録手続きについては、お気軽に CALS/EC 事務局までお問い合わせ下さい。

III. 新規および更新登録の申請について

1. 新規および更新登録の申請

CALS/EC 資格試験合格者が RCI 又は RCE と称して活動する為には、協会に備える登録簿に登録し、「登録証」の交付を受ける必要があります。

登録証の交付を受ける為には、「RCI・RCE 新規・更新登録申請書」及び、その他必要な書類を添付して、(社)建設コンサルタンツ協会会長（以下「会長」という。）宛に申請しなければなりません。

2. 登録及び登録証

協会は、RCI 又は RCE の新規および更新登録の申請があった者について、「RCI・RCE 新規・更新登録申請書」及びその他必要な添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が RCI 又は RCE となる資格を有していると認めたときに、当該申請者を「登録簿」に登録し、「登録証」及び「携帯登録証」を交付します。

「登録簿」に登録された申請者は、その日付（交付日）をもって、RCI 又は RCE を称することができます。

3. 登録申請書等の受付及び提出

(1) 受付時間

新規・更新登録申請書等の受付は、祝祭日を除く月曜日～金曜日の 9:00～17:00 の時間帯に受け付けています。

(2) 提出方法

新規・更新登録申請書等の提出は、協会 CALS/EC 事務局へ直接持参、又は郵送でお願いします。なお、郵送する場合は、A4 の封筒（角 2）に関係書類を同封の上、必ず書留郵便で送付して下さい。

(3) 提出先

〒102-0075 東京都千代田区三番町 1 番地（KY 三番町ビル 8F）
(社)建設コンサルタンツ協会 CALS/EC 事務局

4. 登録の有効期間

- (1) 「CALS/EC 資格試験」に合格後 2 年以内に新規登録を行う者の登録有効期間は、合格証が交付された日から 2 年間となります。
- (2) 「CALS/EC 資格試験」に合格後、2 年以上を経過した後に新規登録を行う者、及び登録時に定められた登録有効期間を過ぎてから再登録を行う者の有効期間は、合格証が交付された日から始まる 2 年周期のうち、経過期間を差し引いた残期間が登録期間となります。
- (3) 登録の有効期間の満了以前に登録更新を行わない場合は、満了日をもって登録の効力は失われます。

5. 新規および更新登録申請に必要な書類

(1) 提出書類

① 「RCI・RCE 新規・更新登録申請書」(様式第 1 号)

本申請書は、勤務先である会社の代表者等から公印による証明(いわゆる角印と丸印)を受ける必要があります。(申請者は、社印と役職印による証明を受けてください。)

ただし、学生や無職等の方は証明を受ける必要はありません。また、個人営業者の場合は、ご自身の名前を記入し私印を押印してください。

② 住民票(本籍地記載のもの) 1 通。外国籍の方は外国人登録の「登録原票記載事項証明書」を 1 通。なお、住民票及び登録原票記載事項証明書とも、登録申請日前 3 ヶ月以内の発行のものとしします。

③ 登録証用写真(2 枚)

ア. カラー、白黒どちらでもかまいません。

イ. 脱帽・正面上半身(縦 3 cm×横 2.5 cm)のもので、申請日前 6 ヶ月以内に撮影したものに限ります。

ウ. ポラロイド、スナップ写真及びサングラス着用のもの等は無効です。

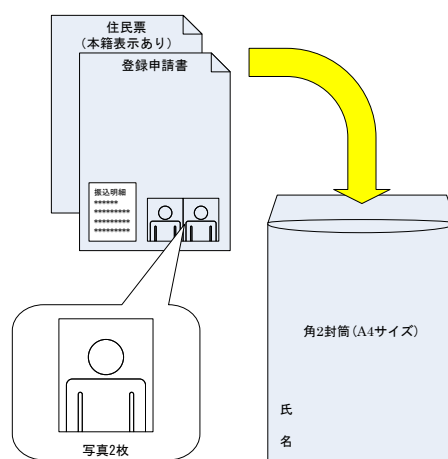
エ. 写真の裏面に氏名を必ず記入して下さい。

④ 更新登録申請者は、上記①②③の他に次のどちらかの資料が必要です。

ア. 登録更新講習会の受講を希望する場合は、CALS/EC 資格制度登録更新講習会申込書(様式継第 3 号)

イ. 継続教育の評価ポイントによる場合は、継続教育の記録申告書(様式継第 1 号・様式継第 2 号)等。

【新規登録申請に必要な書類】



※ 更新登録の場合、講習会申込書(様式継第 3 号)または継続教育の記録申告書(様式継第 1 号・様式継第 2 号)が別途必要です。詳しくは、資格制度ホームページの登録更新のご案内(<http://www.cals-ec.info/kousin/index.html>)をご覧ください。

(2) 「RCI・RCE 新規・更新登録申請書」の作成方法

登録申請書は、以下の記述をよく読んで作成して下さい。

登録申請書の記載内容に不備がある場合、登録申請は受け付け致しません。

- ① 登録の申請及び種類
登録申請が「新規」か「更新」を選んだうえ、登録の種類が RCI なのか、又は RCE なのか、該当する方を選択して下さい。
- ② 申請年月日
登録申請書の作成日を記入して下さい。
- ③ 性別
性別は、該当する男女の別を選択して下さい。
- ④ 生年月日
生年月日を記入して下さい。
- ⑤ 氏名、氏名フリガナ
氏名については、略さず正確に書いて下さい。
氏名には、“カタカナ”でふりがなを附してください。
なお、システムの都合上、登録氏名に使用できる漢字は、第 1 水準および第 2 水準までの漢字となります。氏名に第 1 水準および第 2 水準の範疇にない漢字が使用されている場合には、登録証および携帯登録証の標記は第 1 水準および第 2 水準の漢字に置換されますので、ご了承下さい。また、第 1 水準および第 2 水準に該当の漢字がない場合は、カタカナに置換されますので、ご了承下さい。
- ⑥ 現住所
現住所は、都道府県から丁目、番地、号まで略さずに、住民票に記載されている内容と同様に書いて下さい。また、現住所の郵便番号、電話番号も忘れずに記入願います。
建物名称がある場合（アパート、マンション名等）は、必ず記入してください。
- ⑦ 現住所の都道府県コード
現住所の都道府県コードは、11頁の「表-1 都道府県コード」参照して、記入して下さい。
- ⑧ Eメール（アドレス）
Eメールアドレスは、ご自宅で使用している Eメールアドレスをご記入下さい。ご自宅で使用する Eメールアドレスがない場合は、「なし」と記入して下さい。
- ⑨ 本籍地
本籍地は、都道府県から丁目、番地、号まで略さずに、住民票に記載されている内容と同様に書いて下さい。
- ⑩ 本籍地の都道府県コード
本籍地の都道府県コードは、11頁の「表-1 都道府県コード」参照して、記入して下さい。
- ⑪ 資格試験合格年月日
資格試験合格年月日は、資格試験に合格した年の 10 月 1 日となります。合格証に基づき正確に記入して下さい。（年度の記入のみで可）
- ⑫ 受験番号または登録番号
受験番号または登録番号のいずれか一方を記入して下さい。
いずれも分からない場合には、資格種別(RCE・RCI)、氏名、および、生年月日を記載し、FAXで CALS/EC 事務局までお問い合わせ下さい。（CALS/EC 事務局 FAX:03-3239-1869）
- ⑬ 携帯登録証の社名記載の有無
携帯登録証（写真付きの登録カード）に、勤務先名称を表示するかどうかを選択して下さい。（「必要あり」or「必要なし」の何れかを選択）

⑭ 現在所属している会社等について

1) 会社等の名称、名称フリガナ

名称フリガナは、会社名称がカタカナの場合も、省略せずに記入して下さい。

会社種別等は、『(株)』や『(有)』等の省略形でも構いません。

学生の方は「学生」、無職の方は「無職」と記入して下さい。(所属機関コードも忘れずに記入してください。)

なお、システムの都合上、会社名等に使用できる漢字は、第 1 水準および第 2 水準までの漢字となります。会社名等に第 1 水準および第 2 水準の範疇にない漢字が使用されている場合には、携帯登録証の標記は第 1 水準および第 2 水準の漢字に置換されますので、ご了承下さい。また、第 1 水準および第 2 水準に該当の漢字がない場合は、カタカナに置換されますので、ご了承下さい。

2) 所属機関コード

勤務先の会社の業種を所属機関コードで記入して下さい。所属機関コードは、11頁の「表-2 所属機関コード」を参考に記入して下さい。

学生 (o)、無職 (p)、個人営業 (n) の方も、所属機関コードを忘れずに記入して下さい。

3) 支社・事業所等

勤務先が支社や事業所の場合、その支社名、支店名、事業所名等を記入して下さい。

4) 部署名等

所属する部署等があれば、記入して下さい。

5) 勤務先住所

勤務先住所は、ビル名や建物名がある場合には、必ず記入して下さい。

また、郵便番号も忘れずに記入して下さい。

6) 勤務先電話番号

勤務先の電話番号は、事務連絡時に必要となりますので、忘れずに記入して下さい。

個人営業の方も、連絡先を記入して下さい。

7) 勤務先住所の都道府県コード

勤務先住所の都道府県コードは、11頁の「表-1 都道府県コード」を参考に記入して下さい。

8) E メール (アドレス)

E メールアドレスは、勤務先で使用している E メールアドレスをご記入下さい。ご勤務先で使用する E メールアドレスがない場合は、「なし」と記入して下さい。

⑮ その他

この欄の質問は、資格の欠格事由に該当するかどうかの問答です。欠格事由に該当しない場合は、「いいえ」を選択して下さい。

⑯ 署名・捺印欄 (登録申請者)

上記の記入内容をよく確認した上で、必ず登録申請者が署名と捺印をして下さい。

⑰ 署名・捺印欄 (所属する会社等)

本申請書は、上記の必要事項を記入し、勤務先の署名・捺印の欄に、勤務先である会社等の証明権限を有する代表者等から、公印 (社印と役職印) で証明を受けて下さい。

官公庁等の公共機関に勤めている方は、首長又は所属長など、人事経歴を証明できる権限を持つ方の印を押印して下さい。(私印可)

ただし、学生や無職等の方は証明を受ける必要はありません。

また、個人営業者の場合は、勤務先の名称・捺印の欄に、ご自身の名前を記入し私印を押印して下さい。屋号を使用している場合は、屋号も記入して下さい。

⑱ 登録手数料

登録の新規及び更新の申請には、登録手数料 1 万円が必要です。

登録手数料の納付方法は、下記指定口座に登録手数料を振込み、振込み領収書の写しを登録申請書の指定箇所糊付けして下さい。

なお、振込み手数料は各自でご負担下さい。

また、審査により登録できない方については、その理由を付して、当該申請者に通知するとともに、登録手数料から返金に係る必要実費を差し引いた額を返却いたします。

[振込指定口座]

三井住友銀行 飯田橋支店普通預金 9120734
社団法人 建設コンサルタント協会
キャルス イーシー勘定口

IV. その他の諸手続

1. 登録事項の変更

RCI 又は RCE の登録事項のうち、下記事項に変更が生じた場合には、2 週間以内に会長に変更届出書（様式第 3 号）を提出しなければなりません。

- (1) RCI 又は RCE 登録者の氏名に変更が生じた場合は、変更届出書（様式第 3 号）
住民票 1 通及び写真（縦 3 cm×横 2.5 cm）1 枚に登録証及び携帯登録証を添えて提出しなければなりません。（登録証及び携帯登録証の作製料は無料）
- (2) 現住所及び本籍地の変更が生じた場合は、変更届出書（様式第 3 号）に住民票 1 通を添えて提出しなければなりません。（本籍地が変更の場合は、本籍地記載のもの）
- (3) 所属する会社等の名称に変更が生じた場合は、変更届出書（様式第 3 号）及び写真（縦 3 cm×横 2.5 cm）1 枚に携帯登録証を添えて提出しなければなりません。（携帯登録証の作製料は無料）ただし、お持ちの携帯登録証に社名の記載がない場合は、登録証を送って頂く必要はありません。なお、変更届出書に社印、および、役職印を押印する必要があります。
- (4) 転職等によって所属会社の変更が生じた場合は、変更届出書（様式第 3 号）及び写真（縦 3 cm×横 2.5 cm）1 枚に携帯登録証を添えて提出しなければなりません。
（携帯登録証の作製料は無料）ただし、お持ちの携帯登録証に社名の記載がない場合は、携帯登録証を送って頂く必要はありません。
また、変更届出書に社印・役職印を押印する必要がありますが、個人営業の場合はこの限りではありません。（ただし、私印を押印する必要があります）
- (5) ご自宅や会社の E メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書（様式第 3 号）を提出して下さい。

2. 登録証・携帯登録証の再交付申請手続

登録証及び携帯登録証を汚損したり、紛失したりした場合には、遅滞なく登録証・携帯登録証再交付申請書（様式第 2 号）を会長に提出しなければなりません。なお、携帯登録証の再交付申請には、写真（縦 3 cm×横 2.5 cm）1 枚が必要です。

登録証・携帯登録証の紛失等により、再交付を受けようとする者は、次の再発行手数料を納めて頂きます。

登録証・携帯登録証の再発行手数料 5,000円
（どちらか一方、あるいは両方の場合も一律）

納付方法は、登録証・携帯登録証再交付申請書（様式第 2 号）に再発行手数料を添えて、現金書留にて協会宛郵送、又は持参することになります。

4. 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合には、当該登録者の登録が抹消されます。

- (1) 本人から、登録廃止届出書(様式第4号)により申し出があった場合。
- (2) 登録事務規則第4条に定める登録更新の申請を行わなかった場合。
- (3) RCI登録者がRCEの登録を受けたときのRCI登録。
- (4) 登録事務規則第6条第1項の規定に基づき登録の更新を受けた者が、登録事務規則第6条第2項第2号に定める更新講習修了証書の写しを期限までに提出しなかった場合。
- (5) 登録事務規則第3条第1項第1号に規定する審査基準を満たさなくなったとき。
- (6) 登録事務規則第3条第1項第5号の7及び第6号に規定する審査基準を満たさなくなったとき。
- (7) 登録事務規則第4条及び第6条に規定する登録申請の内容について虚偽があることが判明したとき。
- (8) 正当な理由がなく、登録事務規則第11条第1項に規定する変更届出書の提出を怠ったとき。

V. 申請及び問い合わせ先

新規及び更新登録申請、登録証・携帯登録証の再交付申請及び変更届等の問い合わせについては下記事務局へお願い致します。また、「RCI・RCE新規・更新登録申請書」ファイルの入手は、下記の資格制度ホームページから入手して下さい。

〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地

KY 三番町ビル8F

社団法人 建設コンサルタント協会

CALS/EC 事務局

電話 03-3221-8854

FAX 03-3239-1869

CALS/EC 資格制度ホームページ ⇒ <http://www.cals-ec.info/>

RCI・RCE 新規・更新登録申請書 ⇒ http://www.cals-ec.info/kousin/dl/reg_formNo1.xls

CALS/EC 資格制度 登録の手引 ⇒ http://www.cals-ec.info/siken/dl/touroku_2008.pdf

(表-1) 都道府県コード

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
01	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	50	その他

(表-2) 所属機関コード

コード	所属機関名称	コード	所属機関名称
a.	国土交通省	k.	地質会社
b.	国土交通省を除く各省庁	l.	情報サービス
c.	公社公団等	m.	製造会社
d.	都道府県及び政令指定都市	n.	個人営業者
e.	市区町村	o.	学 生
f.	大 学	p.	無 職
g.	公益法人等	q.	その他
h.	建設会社		
i.	建設コンサルタント		
j.	測量会社		

RCI・RCE 新規・登録更新申請書

社団法人 建設コンサルタンツ協会会長 殿

貴協会が、下記個人情報を「登録」までの手続き、CALS/ECに関する情報の送信に利用すること、および、国や地方公共団体等の書面による要請に応じて、下記個人情報を基に作成した登録者リスト(氏名、登録番号、会社名、会社連絡先)を提供することを承諾いたします。

*交付日：平成 年 月 日
*登録有効期限：平成 年 月 日
(*印は記載しないこと。)

RCI・RCEの登録を申請します。

登録の種類	RCI	RCE	申請年月日	平成 年 月 日	性別	0：男 1：女	
フリガナ				生年月日	昭和 年 月 日		
氏名	姓 名						
現住所	〒 : : : - : : : (TEL) - -				現住所の 都道府県コード		
	(アパート、マンション名等)						
Eメール							
本籍地					本籍地の 都道府県コード		
資格試験合格年月日 (年度のみ記入)	新規登録申請		更新登録申請		携帯登録証の社名の記載		
	受験番号		登録番号				
平成 年 10月 1日					必要あり	必要なし	
所属する 会社等	名称フリガナ						
	名称				所属機関 コード		
	支社・事業所等				部署名等		
	勤務先住所	〒 : : : - : : : (TEL) - -				勤務先住所の 都道府県コード	
		(ビル名等)					
	Eメール						
その他	1. 後見開始又は保佐開始の審判を受けている					イ. はい	ロ. いいえ
	2. RCI/RCEの登録が登録事務規則13条1項6, 7, 8号で抹消され、2年を経過しない					イ. はい	ロ. いいえ

私は、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽しないことを誓います。

平成 年 月 日 氏名



上記の者は、当社の社員であることを証明します。

平成 年 月 日 名称

代表者



(会社に所属している方は、必ず公印(社印と役職印)で証明を受けて下さい。)

写真添付欄

登録手数料振込領収書の写し(コピー)
社団法人 建設コンサルタンツ協会 (登録料 1万円)
お手数ですが、登録手数料振込領収書の写し(コピー)を貼り付け願います。 (裏面貼付でも可。)

のりしろ	のりしろ
1	2
平成 年 月 日 撮影	

- 縦3.0cm・横2.5cm×2枚
(半身脱帽・6ヶ月以内)
- 不鮮明なもの不可。
- カラー・白黒どちらでも可。
- 写真の裏面に氏名を記入すること。

登録証・携帯登録証再交付申請書

平成 年 月 日

〒

住 所 _____

TEL () _____

申請者 _____ (印)

社団法人 建設コンサルタンツ協会会長 殿

CALS/EC資格制度 登録事務規則第8条第2項の規定に基づき、下記の理由により、登録証・携帯登録証の再交付を、申請致します。

記

1.再交付申請理由	
2.再交付を申請する種類(0でかこむ)	登録証・携帯登録証
3.汚損又は紛失した年月日	平成 年 月 日
4.登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
5.登録の種類	R C I R C E
6.有効期限	平成 年 月 日
7.会社名	
8.生年月日	平成 年 月 日
9.資格取得日	平成 年 月 日

変更届出書

社団法人 建設コンサルタンツ協会会長 殿 提出年月日：平成 年 月 日

RCI・RCE の登録事項に下記のとおり変更が生じたので、CALS/EC 資格制度登録事務規則第 12 条の規定により届け出ます。

住所：〒 _____

TEL () - _____

氏名： _____ (印)

登録番号： 第 [] [] - [] [] - [] [] [] [] [] []

変更箇所のみ記入願います。

変 更 事 項				変更日	添付書類等
登録者氏名	(フリガナ)	(フリガナ)			登録証, 携帯用登録証, 写真1枚 (縦3cm×横2.5cm), 住民票
	姓	名			
現住所	〒	TEL: () -	コード		住民票 または 外国人登録証明書*
	Eメール		⋮		
本籍地			コード		住民票(本籍地記載のもの)または 外国人登録証明書
			⋮		
所属会社等の名称	変更前	変更後 (フリガナ)			携帯用登録証に社名記載のある場合は、携帯用登録証, 写真1枚 (縦3cm×横2.5cm) *
所属会社等の住所	〒	TEL: - -	都道府県コード		社印 役職印
	(ビル名) (支社・事業所等)		所属機関コード		
	Eメール		⋮		

- (注)① 外国籍者で、「現住所」の変更が生じた時には、外国人登録の「登録原票記載事項証明書」を添付のこと。
- ② 職等による会社変更の場合は、**社印**、**および**、**役職印**が必要です。携帯登録証に社名記載があり会社の変更が生じた場合は、携帯登録証を再発行いたしますので、携帯登録証と写真をお送り下さい。
- ③ 都道府県コード番号や所属機関コードは、次頁のコード一覧表を参照して記入して下さい。

登録廃止届出書

平成 年 月 日

〒

届出者 住所 _____

TEL () - _____

氏名 _____ (印)

社団法人 建設コンサルタンツ協会会長 殿

CALS/EC資格制度 登録事務規則第13条の規定により、登録証・携帯登録証を添えて、下記のとおり届けます。

記

1. 登録を受けていた者の 氏名及び生年月日	平成 年 月 日 生
2. 登録番号及び登録年月日	第 []-[]-[]-[]-[]-[] 平成 年 月 日
3 登録の種類	RCI RCE
4. 登録有効期間	平成 年 月 日
5. 登録している会社名	
6. 登録廃止等の理由	
7. 登録廃止年月日	平成 年 月 日

(様式第5号)

RCI・RCE 登録証明願

平成 年 月 日

社団法人 建設コンサルタント協会会長

会長名 殿

住所 〒

電話 ()

氏名 印

CALS/EC 資格制度施行規 第13条の規定による登録を受けていることの証明が必要なので、下記についての証明書の発行をお願い致します。

記

目 的

氏 名

生年月日 平成 年 月 日

本 籍 地

登録の種類 RCI / RCE

所属する会社の名称

所属する会社の所在地

登録年月日 平成 年 月 日

登録番号 第 号

※「本籍地」は、都道府県名までを記載して下さい。また、個人の方は「所属する会社の名称」等は欄として下さい。